



発行 新潟県

号外 2

平成26年7月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 規 則

- 50 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 51 新潟県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則（法務文書課）
- 52 法人の県民税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

## 訓 令

- 12 新潟県職員服務規程の一部改正（人事課）
- 13 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

## 企業局管理規程

- 7 新潟県企業局企業職員勤務規程及び新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

## 企業局訓令

- 5 新潟県企業局事務決裁規程の一部改正（企業局総務課）

## 議会訓令

- 3 新潟県議会事務局処務規程の一部改正（議会事務局総務課）

## 人事委員会規則

- 2-106 人事記録に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 2-107 新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1735 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1736 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1737 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1738 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1739 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1740 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 8-87 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

## 人事委員会訓令

- 1 新潟県人事委員会事務局事務決裁規程の一部改正（人事委員会事務局総務課）

## 監査委員訓令

- 1 新潟県監査委員事務局事務決裁規程の一部改正（監査委員事務局）

## 教育委員会訓令

- 4 新潟県教育委員会職員服務規程の一部改正（教育庁総務課）
- 5 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正（教育庁総務課）
- 6 新潟県立学校職員服務規程の一部改正（高等学校教育課）
- 7 新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正（高等学校教育課）

## 教育委員会告示

- 11 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部改正（高等学校教育課）
- 12 新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部改正（義務教育課）

## 規 則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第50号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成25年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別職地方公務員等となった者に関する特例)</p> <p><b>第11条</b> 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項に規定する規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第3条第1項若しくは地方公務員法第26条の6第1項の規定に基づく条例の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間</u></p>	<p>(特別職地方公務員等となった者に関する特例)</p> <p><b>第11条</b> 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項に規定する規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第51号**

新潟県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

新潟県個人情報保護審査会規則（平成10年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(会議)</p> <p><b>第 3 条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 専門委員は、当該専門の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。</u></p> <p>(部会)</p> <p><b>第 4 条</b> 条例第44条第11項の部会は、会長が指名する委員及び専門委員 3 人以上で組織する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。</u></p> <p><u>5 第 3 条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(会議)</p> <p><b>第 3 条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(部会)</p> <p><b>第 4 条</b> 条例第44条第 8 項の部会は、会長が指名する委員 3 人以上で組織する。</p> <p>2・3 (略)</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

法人の県民税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第52号**

法人の県民税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

法人の県民税の特例に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別記</b></p> <p><b>第 1 号様式</b> (第 2 条関係)</p> <p>(略)</p> <p>法人税割額 (ア)又は(イ) × <u>(3.6/100)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>別記</b></p> <p><b>第 1 号様式</b> (第 2 条関係)</p> <p>(略)</p> <p>法人税割額 (ア)又は(イ) × <u>(5.4/100)</u></p> <p>(略)</p>

**附 則**

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第12号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県職員服務規程（昭和35年 3 月新潟県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 7 月 11 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(休業等) <b>第10条の2</b> (略) 2～9 (略) 10 <u>職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第5条第1項に規定する配偶者同行休業の承認又は配偶者同行休業条例第6条第1項に規定する配偶者同行休業の期間の延長の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日又は配偶者同行休業の期間の末日の1月前までに、所属長を経由して配偶者同行休業承認申請書（別記第6号様式の11）を知事に提出して行わなければならない。</u> 11 <u>配偶者同行休業条例第8条第1項の規定による届出は、所属長を経由して配偶者同行休業状況変更届（別記第6号様式の12）を知事に提出して行わなければならない。</u>	(休業等) <b>第10条の2</b> (略) 2～9 (略) 10 <u>勤務時間規則第24条第1項に規定する事由による休業の承認又はその期間の延長の申請は、休業しようとする期間の開始日又は休業期間の満了日の1月前までに、所属長を経由して在外勤務等同行休業承認（期間延長）願（別記第6号様式の11）を知事に提出して行わなければならない。</u> 11 <u>勤務時間規則第25条第3項の規定による届出は、所属長を経由して在外勤務等同行休業失効（終了）届（別記第6号様式の12）を知事に提出して行わなければならない。</u>

別記第6号様式の11及び第6号様式の12を次のように改める。

第6号様式の11（第10条の2関係）

新潟県知事 様

番 号  
年 月 日

所属長 印

配偶者同行休業承認申請書

下記のとおり配偶者同行休業の承認（期間延長）の申請がありましたので承認（期間延長）されるよう副申します。

所属長所見	(代替職員の要否その他参考事項)
-------	------------------

記

職員の配偶者同行休業に関する条例第5条第1項（第6条第1項）の規定により配偶者同行休業の承認（期間延長）を申請します。			
年 月 日			
所属名		職名・氏名	印
申請に係る配偶者	氏名		
	職業		
	申請時の所属先の名称 (所在地)	( )	
	外国滞在事由		
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )	
外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで		

職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)							
申請期間		年	月	日から	年	月	日まで
延長の場合	既承認期間	年	月	日から	年	月	日まで
	延長申請期間	年	月	日から	年	月	日まで
延長の理由							
備考							

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア 配偶者の滞行事由及び期間が確認できる書類

イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類(戸籍又は住民票の謄本又は抄本等)

ウ 職務復帰後の継続勤務の意思の確認書

2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。

3 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞行事由及び休業期間)その他必要な事項を記入すること。

主管課経由印	所属受付印

第6号様式の12(第10条の2関係)

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所属長 印

配偶者同行休業状況変更届

下記のとおり配偶者同行休業に係る状況の変更の届出がありましたので職務の復帰の発令をされるよう副申します。

代替職員の措置	
---------	--

記

配偶者同行休業に係る状況の変更について届け出ます。			年	月	日
所属名		職名・氏名	印		
1 承認を受けた配偶者同行休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで					
2 届出の事由					
<input type="checkbox"/> 配偶者が死亡した。 <input type="checkbox"/> 配偶者が職員の配偶者でなくなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者と生活を共にしなくなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在しないこととなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞行事由に該当しないこととなった。 <input type="checkbox"/> 出産の場合における特別休暇を取得することとなった。 <input type="checkbox"/> その他( )					
3 届出の事由が発生した日 年 月 日					

主管課経由印	所属受付印

◎新潟県訓令第13号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年 3 月新潟県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 7 月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第 4（第 6 条関係） （略） 総務管理部 （略）		別表第 4（第 6 条関係） （略） 総務管理部 （略）	
人事課		人事課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(5) (略) (6) 職員の休業、育児休業、育児短時間勤務、 <u>自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認の取消し等</u> をすること。 (7) (略)	（略）	(1)～(5) (略) (6) 職員の休業、育児休業、育児短時間勤務及び <u>自己啓発等休業の承認の取消し等</u> をすること。 (7) (略)
（略）		（略）	
（略）		（略）	

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局企業職員勤務規程及び新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月11日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局企業職員勤務規程及び新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程  
(新潟県企業局企業職員勤務規程の一部改正)

第1条 新潟県企業局企業職員勤務規程(平成7年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第21条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(在外勤務等同行休業)</u></p> <p>第21条 <u>職員(条件付採用期間中の者を除く。以下同じ。)</u>が、その配偶者である職員であって次に掲げる勤務等(原則として1年以上のものに限る。以下「<u>在外勤務等</u>」という。)のため外国に派遣されるもの(企業局長がこれに準ずると認めるものを含む。)と外国において同居する場合において在外勤務等の期間の範囲内で企業局長が認める期間、在外勤務等同行休業をすることができる。</p> <p>(1) <u>外国での勤務</u></p> <p>(2) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年新潟県条例第2号)第2条第1項各号に掲げる外国の機関における業務</u></p> <p>(3) <u>在外教育施設(外国に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で、本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。)</u>における教育業務</p> <p>(4) <u>外国の機関等における研修(企業局長が別に定めるものに限る。)</u></p> <p>2 <u>在外勤務等同行休業の承認を受けた職員は、休業の間中は、その身分を保有するが、職務に従事しない。</u></p>

(新潟県企業局企業職員給与規程の一部改正)

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程(昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 職員の給与は、次項から第5項まで及び第3条から第6条の2までに規定するもののほか、</p>	<p>第2条 職員の給与は、次項、<u>第3項及び第3条から第6条の2までに規定するもののほか、</u>一般職</p>

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「(同法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

4 法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

5 (略)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、22万5,700円とする。

5～10 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「(同法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 (略)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、22万5,700円とする。

5～10 (略)

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第5号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成26年 7月11日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>別表第3</b> （第6条関係） 総務課長専決事項 (1)～(6)の2 (略) (6)の3 職員の <u>休業、育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業及び配偶者同行休業</u> の承認等をする事。 (6)の4～(17) (略)	<b>別表第3</b> （第6条関係） 総務課長専決事項 (1)～(6)の2 (略) (6)の3 職員の <u>育児休業及び在外勤務等同行休業</u> の承認等をする事。 (6)の4～(17) (略)

議 会 訓 令

◎新潟県議会訓令第3号

県議会議務局

新潟県議会議務局処務規程（昭和38年6月新潟県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年 7月11日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務局長の専決事項) <b>第2条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 職員の次に掲げるものの承認等に関する事。 ア (略) イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の育児休業及び育児短時間勤務 <u>ウ 自己啓発等休業及び配偶者同行休業</u> (6)～(16) (略)	(事務局長の専決事項) <b>第2条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 職員の次に掲げるものの承認等に関する事。 ア (略) イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の育児休業及び育児短時間勤務 (6)～(16) (略)

人 事 委 員 会 規 則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月 11 日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

### 新潟県人事委員会規則第 2 - 106号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（規則第 2 - 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表</b>		<b>別表</b>	
人事異動用語表		人事異動用語表	
(1)～(52) (略)		(1)～(52) (略)	
(53) <u>削除</u>		(53) <u>休業（在外 職員</u> の勤務時間及び休暇等 <u>勤務等同行）</u> に関する規則（規則第 8 - 55 号）第 24 条第 1 項の事由によ り、休業する場合をいう。	
(54) (略)		(54) (略)	
(55) 復帰 派遣職員、海外派遣職員、公益的法人等派遣職員、派遣研修職員、 <u>大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員</u> が職務に復帰することをいう。		(55) 復帰 派遣職員、海外派遣職員、公益的法人等派遣職員、派遣研修職員、 <u>休業（在外勤務等同行）職員、大学院修学休業職員又は自己啓発等休業職員</u> が職務に復帰することをいう。	
(56)～(58) (略)		(56)～(58) (略)	
(59) <u>配偶者同行</u> 休業 <u>法第 26 条の 6 第 1 項の規定による承認を受け、休業する場合をいう。</u>			

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 7 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟県条例第 4 号）第 20 条に規定する休業の承認を受けていた者の休業に関する人事異動用語については、なお従前の例による。

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

#### 新潟県人事委員会規則第2-107号

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(規則第2-43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
(委任事項) <b>第2条</b> 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(6)の5 (略) (7) 事務局職員の次に掲げるものの承認等をする こと。 ア～ウ (略) <u>エ 自己啓発等休業及び配偶者同行休業</u> (8)～(34) (略)	(委任事項) <b>第2条</b> 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(6)の5 (略) (7) 事務局職員の次に掲げるものの承認等をする こと。 ア～ウ (略) (8)～(34) (略)

#### 附 則

この規則は、平成26年7月11日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 6 - 1735号**

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則第 6 - 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 5 条</b> 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(4)の 4 (略)</p> <p><u>(4)の 5 配偶者同行休業(法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第 1 項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第 1 項の規定により休業の承認を受け、教育特例法第 26条第 1 項の規定により大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、<u>配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</u></p>	<p><b>第 5 条</b> 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(4)の 4 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第 1 項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第 1 項の規定により休業の承認を受け、教育特例法第 26条第 1 項の規定により大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>

**附 則**

この規則は、平成26年 7 月11日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1736号**

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(規則第6-75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p><b>第15条の2</b> 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第20条第1項若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、<u>法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第15条の4</b> (略)</p> <p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p><b>第15条の2</b> 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第20条第1項若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、<u>法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第15条の4</b> (略)</p> <p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条</p>

<p>の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、<u>法第26条の6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をし</u>、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 （略）</p>	<p>の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 （略）</p>
--	---

**附 則**

この規則は、平成26年 7 月 11 日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月 11 日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 6 - 1737号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第 6 - 1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（月額の手当の特例）</p> <p><b>第41条</b> （略）</p> <p>2 前項の規定の適用を受けない職員のうち次に掲げる期間がある者の当該特殊勤務手当の額は、前項に準じて日割りによつて計算した額とする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p><u>(8) 法第26条の6 第 1 項の規定により配偶者同行休業をした期間</u></p> <p><u>(9)</u> （略）</p> <p><u>(10)</u> （略）</p> <p><u>(11)</u> （略）</p> <p><u>(12)</u> （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（月額の手当の特例）</p> <p><b>第41条</b> （略）</p> <p>2 前項の規定の適用を受けない職員のうち次に掲げる期間がある者の当該特殊勤務手当の額は、前項に準じて日割りによつて計算した額とする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p><u>(8)</u> （略）</p> <p><u>(9)</u> （略）</p> <p><u>(10)</u> （略）</p> <p><u>(11)</u> （略）</p> <p>3 （略）</p>

**附 則**

この規則は、平成26年 7 月 11 日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1738号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第25条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員並びに第2条第9号、<u>第11号及び第12号</u>に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p><b>第8条</b> 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(一般職員給与条例第26条第5項において準用する一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第27条第3項において準用する市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号、<u>第11号及び第12号</u>のいずれかに該当す</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第25条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員並びに第2条第9号及び<u>第11号</u>に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p><b>第8条</b> 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(一般職員給与条例第26条第5項において準用する一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第27条第3項において準用する市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号<u>及び第11号</u>のいずれかに該当する者</p>

<p>る者 (3)～(5) (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号、<u>第11号及び第12号</u>に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員にあつては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号及び<u>第11号</u>に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員にあつては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間</p> <p>(2)～(10) (略)</p>
--	--

**附 則**

この規則は、平成26年 7 月 11 日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月 11 日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 6 - 1739号**

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則(規則第 6 - 1485号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給額が零となる職員)</p> <p><b>第 6 条</b> 一般職員給与条例第27条第 4 項及び市町村立学校職員給与条例第28条第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p>	<p>(支給額が零となる職員)</p> <p><b>第 6 条</b> 一般職員給与条例第27条第 4 項及び市町村立学校職員給与条例第28条第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>

**附 則**

この規則は、平成26年 7 月 11 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1740号**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(休職月等) <b>第4条の3</b> 条例第7条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 (1) <u>法第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年条例第22号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第4項に規定する場合に該当するものに限る。）若しくは法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）</u> 当該休職月等 (2)・(3) (略)	(休職月等) <b>第4条の3</b> 条例第7条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 (1) 法第55条の2第1項ただし書若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年条例第22号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第4項に規定する場合に該当するものに限る。）により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等 (2)・(3) (略)

**附 則**

この規則は、平成26年7月11日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 8 -87号**

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8 -55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第24条</b> <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(休業の事由及び期間)</p> <p><b>第24条</b> <u>一般職員勤務時間条例第20条第 2 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第19条第 2 項の人事委員会規則で定める事由及び期間は、職員（条件付採用期間中の者、再任用職員、任期付職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年条例第 4 号）第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）が、その配偶者である職員であって次に掲げる勤務等（原則として 1 年以上のものに限る。以下「在外勤務等」という。）のため外国に派遣されるもの（委員会がこれに準ずると認めるものを含む。）と外国において同居する場合において在外勤務等の期間の範囲内で任命権者又は県教育委員会が認める期間とする。</u></p> <p><u>(1) 外国での勤務</u></p> <p><u>(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第 2 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる外国の機関における業務</u></p> <p><u>(3) 在外教育施設（外国に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で、本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。）における教育業務</u></p> <p><u>(4) 外国の機関等における研修（委員会が別に定めるものに限る。）</u></p> <p><u>2 任命権者又は県教育委員会は、休業について職員から承認の申請があった場合において、当該申請に係る在外勤務等について当該職員に対して既に休業の承認をしたことがあるときは、休業の承認をしないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 任命権者又は県教育委員会は、休業の承認を受けた職員から申請があったときは、特別の事情がある場合に限り、在外勤務等の期間の範囲内で、当該休業の期間を延長することができる。</u></p> <p><u>4 休業の期間には、その期間中の週休日及び休日等を算入するものとする。</u></p>

<p>第25条 削除</p>	<p>(休業の承認の失効等)</p> <p>第25条 休業の承認は、当該承認を受けた職員が離婚したとき、又は当該職員の配偶者が職を失ったときは、その効力を失う。</p> <p>2 休業は、当該承認を受けた職員が配偶者と同居しなくなった場合、又は当該職員の配偶者が疾病等のため在外勤務等に従事しなくなり帰国することとなった場合には、終了する。</p> <p>3 休業の承認を受けた職員は、離婚したとき、又は前項に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者又は県教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 休業の承認は、当該承認を受けた職員が休職又は停職の処分を受けたときは、当該休職又は停職の期間中は、その効力を停止する。</p>
<p>第26条 削除</p>	<p>(休業の手続)</p> <p>第26条 休業の手続は、任命権者又は県教育委員会の定めるところによらなければならない。</p>

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日の前日までに、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）第20条又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）第19条に規定する休業の承認を受けていた者の休業については、なお従前の例による。

### 人事委員会訓令

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成26年7月11日から実施する。

平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
課長専決事項		課長専決事項	
人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの	人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの
(略)	(1)～(6)の3 (略) (7) 事務局職員（課長以上の者を除く。）の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア～イ (略) <u>ウ 自己啓発等休業及び配偶者同行休業</u> (7)の2～(20) (略)	(略)	(1)～(6)の3 (略) (7) 事務局職員（課長以上の者を除く。）の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア～イ (略)  (7)の2～(20) (略)

監査委員訓令

新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程(平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

新潟県代表監査委員 野上 信子

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長(以下「局長」という。)の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 局長及び次長の次に掲げるものの承認等を行うこと。</p> <p>ア 休業</p> <p>イ 地方公務員の育児休業等に関する法律の育児休業及び育児短時間勤務</p> <p>ウ <u>自己啓発休業及び配偶者同行休業</u></p> <p>(10)～(15)(略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員(局長及び次長を除く。)の次に掲げるものの承認等を行うこと。</p> <p>ア 休業</p> <p>イ 地方公務員の育児休業等に関する法律の育児休業及び育児短時間勤務</p> <p>ウ <u>自己啓発休業及び配偶者同行休業</u></p> <p>(10)～(21)(略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長(以下「局長」という。)の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 局長及び次長の次に掲げるものの承認等を行うこと。</p> <p>ア 休業</p> <p>イ 地方公務員の育児休業等に関する法律の育児休業及び育児短時間勤務</p> <p>(10)～(15)(略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員(局長及び次長を除く。)の次に掲げるものの承認等を行うこと。</p> <p>ア 休業</p> <p>イ 地方公務員の育児休業等に関する法律の育児休業及び育児短時間勤務</p> <p>(10)～(21)(略)</p>

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第 4 号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年 3月新潟県教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。  
平成26年 7月11日

新潟県教育委員会  
委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(休業等) <b>第10条の 2</b> (略) 2～9 (略) 10 <u>職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する配偶者同行休業の承認又は配偶者同行休業条例第 6 条第 1 項に規定する配偶者同行休業の期間の延長の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日又は配偶者同行休業の期間の末日の 1 月前までに、所属長を経由して配偶者同行休業承認申請書（別記第 6 号様式の11）を教育委員会に提出して行わなければならない。</u> 11 <u>配偶者同行休業条例第 8 条第 1 項の規定による届出は、所属長を経由して配偶者同行休業状況変更届（別記第 6 号様式の12）を教育委員会に提出して行わなければならない。</u>	(休業等) <b>第10条の 2</b> (略) 2～9 (略) 10 <u>勤務時間規則第24条第 1 項に規定する事由による休業の承認又はその期間の延長の申請は、休業しようとする期間の開始日又は休業期間の満了日の 1 月前までに、所属長を経由して在外勤務等同行休業承認（期間延長）願（別記第 6 号様式の11）を教育委員会に提出して行わなければならない。</u> 11 <u>勤務時間規則第25条第 3 項の規定による届出は、所属長を経由して在外勤務等同行休業失効（終了）届（別記第 6 号様式の12）を教育委員会に提出して行わなければならない。</u>

別記第 6 号様式の11及び第 6 号様式の12を次のように改める。

第 6 号様式の11（第10条の 2 関係）

番 号  
年 月 日

新潟県教育委員会 様

所属長 閣

配偶者同行休業承認申請書

下記のとおり配偶者同行休業の承認（期間延長）の申請がありましたので承認（期間延長）されるよう副申します。

所属長所見	(代替職員の要否その他参考事項)
-------	------------------

記

職員の配偶者同行休業に関する条例第 5 条第 1 項（第 6 条第 1 項）の規定により配偶者同行休業の承認（期間延長）を申請します。		年 月 日
所属名	職名・氏名	㊦
申請に係る配偶者	氏名	
	職業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称	

	(所在地)	( )
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)		
申請期間		
年 月 日から 年 月 日まで		
延長の場合	既承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
	延長申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由		
備考		

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア 配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類

イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類(戸籍又は住民票の謄本又は抄本等)

ウ 職務復帰後の継続勤務の意思の確認書

2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。

3 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)その他必要な事項を記入すること。

主務課経由印	所属受付印

第6号様式の12(第10条の2関係)

番 号  
年 月 日

新潟県教育委員会 様

所属長 印

配偶者同行休業状況変更届

下記のとおり配偶者同行休業に係る状況の変更の届出がありましたので職務の復帰の発令をされるよう副申します。

代替職員の措置	
---------	--

記

配偶者同行休業に係る状況の変更について届け出ます。			
年 月 日			
所属名		職名・氏名	印
1 承認を受けた配偶者同行休業の期間			
年 月 日から 年 月 日まで			
2 届出の事由			
<input type="checkbox"/> 配偶者が死亡した。 <input type="checkbox"/> 配偶者が職員の配偶者でなくなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者と生活を共にしなくなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在しないこととなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった。 <input type="checkbox"/> 出産の場合における特別休暇を取得することとなった。 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
3 届出の事由が発生した日			
年 月 日			

主務課経由印	所属受付印

## ◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
平成26年7月11日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p><b>別表第4</b>（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課 教育次長専決事項（略） 総務課長専決事項 (1)～(1)の4（略） (1)の5 本庁及び出先機関等の職員並びに県立学校職員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業、<u>配偶者同行休業</u>及び休業の承認等を行うこと。 (2)～(17)（略） 財務課・福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項（略） 義務教育課長専決事項 (1)～(4) (4)の2 県立学校の教員及び県費負担教職員の自己啓発休業及び<u>配偶者同行休業</u>の承認等を行うこと。 (5)～(39)（略） 高等学校教育課 教育次長専決事項（略） 高等学校教育課長専決事項 (1)～(3)（略） (4) 県立学校の教員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業、<u>配偶者同行休業</u>及び休業の承認等を行うこと。 (5)～(27)（略） 生涯学習推進課～保健体育課（略）</p>	<p><b>別表第4</b>（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課 教育次長専決事項（略） 総務課長専決事項 (1)～(1)の4（略） (1)の5 本庁及び出先機関等の職員並びに県立学校職員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業及び休業の承認等を行うこと。 (2)～(17)（略） 財務課・福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項（略） 義務教育課長専決事項 (1)～(4) (4)の2 県立学校の教員及び県費負担教職員の自己啓発休業の承認等を行うこと。 (5)～(39)（略） 高等学校教育課 教育次長専決事項（略） 高等学校教育課長専決事項 (1)～(3)（略） (4) 県立学校の教員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業及び休業の承認等を行うこと。 (5)～(27)（略） 生涯学習推進課～保健体育課（略）</p>

◎新潟県教育委員会訓令第6号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成26年 7月11日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(休業等) 第13条 (略) 2～9 (略) 10 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号。以下「 <u>配偶者同行休業条例</u> 」という。）第5条第1項に規定する配偶者同行休業の承認又は配偶者同行休業条例第6条第1項に規定する配偶者同行休業の期間の延長の申請は、 <u>配偶者同行休業をしようとする期間の初日又は配偶者同行休業の期間の末日</u> の1月前までに、校長を經由して配偶者同行休業承認申請書（別記第20号様式）を委員会に提出して行わなければならない。 11 配偶者同行休業条例第8条第1項の規定による届出は、校長を經由して配偶者同行休業状況変更届（別記第21号様式）を委員会に提出して行わなければならない。	(休業等) 第13条 (略) 2～9 (略) 10 勤務時間規則第24条第1項に規定する事由による休業の承認又はその期間の延長の申請は、 <u>休業しようとする期間の開始日又は休業期間の満了日</u> の1月前までに、校長を經由して在外勤務等同行休業承認（期間延長）願（別記第20号様式）を委員会に提出して行わなければならない。 11 勤務時間規則第25条第3項の規定による届出は、校長を經由して在外勤務等同行休業失効（終了）届（別記第21号様式）を委員会に提出して行わなければならない。

別記第12号様式、第13号様式、第15号様式、第20号様式及び第21号様式を次のように改める。

第12号様式（第13条関係）

所属名	
所属コード	

第 号  
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立

学校長

職印

教職員の育児休業について（副申）

下記のとおり育児休業の承認（期間延長）の請求がありましたので承認（期間延長）されるよう副申します。

校長 所見	(代替職員の要否、その他参考事項)
----------	-------------------

記

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項（第3条第1項）の規定により育児休業の承認（期間延長）を請求します。

年 月 日

職名		課程	全・定・通	本・分校の別	本・分
氏名	印	性別	男・女	年齢	歳
職員コード					

請求に係る子

氏名	
続柄	
生年月日	年 月 日

育児休業請求期間		年 月 日から	年 月 日まで
延長の 場合	既承認期間	年 月 日から	年 月 日まで
	延長請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
理由等			

添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。

- 注 1 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合は、その氏名、職員との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。
- 2 再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等の欄に記入すること。

第13号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書

年 月 日

新潟県立 学校長 様

職・氏名 印

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業の承認を請求します。

請求に係る子			
氏名			
続柄			
生年月日	年 月 日		
請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	午後 時 分～ 時 分
備 考			

添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出産届出済証明欄の写し）を添付すること。

- 注 1 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合又は請求時間が正規の勤務時間の始め若しくは終わりでない場合は、その内容、理由等を備考欄に記入すること。
- 2 部分休業の承認が職員の申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

※ 所属記入欄

受理年月日	年 月 日		決裁年月日	年 月 日	
決 裁 欄	校長	教頭	事務長	係長	<input type="checkbox"/> 承 認
					<input type="checkbox"/> 不承認

第15号様式（第13条関係）

所 属 名	
所属コード	

第 号  
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長

職印

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書

下記のとおり育児短時間勤務の承認(期間延長)の請求がありましたので承認(期間延長)されるよう副申します。

校長 所見	(代替職員の要否その他参考事項)
----------	------------------

記

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第2項(第11条第1項)の規定により育児短時間勤務の承認(期間延長)を請求します。						年	月	日
職名		課程	全・定・通	本・分校の別	本・分			
氏名	印	性別	男・女	年齢	歳			
職員コード		請求に係る子						
氏名								
続柄								
生年月日	年 月 日							
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで							
勤務の形態	週 時間 分勤務 (地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項 □第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第5号の勤務の形態)							
勤務の日及び時間帯	月	□( : ~ : )	うち休憩時間( : ~ : )	□	週休日			
	火	□( : ~ : )	うち休憩時間( : ~ : )	□	週休日			
	水	□( : ~ : )	うち休憩時間( : ~ : )	□	週休日			
	木	□( : ~ : )	うち休憩時間( : ~ : )	□	週休日			
	金	□( : ~ : )	うち休憩時間( : ~ : )	□	週休日			
	土	□( : ~ : )	うち休憩時間( : ~ : )	□	週休日			
	日	□( : ~ : )	うち休憩時間( : ~ : )	□	週休日			
延長の場合	既承認期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで						
理由等								

- 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。
- 2 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合はその氏名、職員との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。
- 3 勤務の日及び時間帯の欄は、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第5号の勤務の形態を希望する場合は、適宜別紙としてもよいこと。
- 4 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、同一の子に係る育児短時間勤務を請求するときは、その理由を理由等の欄に記入すること。
- 5 承認を受けた後に期間延長を請求する予定がある場合は、最終的な期間の終期を理由等の欄に記入すること

第20号様式(第13条関係)

第 号  
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立

学校長

職印

配偶者同行休業承認申請書

下記のとおり配偶者同行休業の承認(期間延長)の申請がありましたので承認(期間延長)されるよう副申します。

校長所見	(代替職員の要否その他参考事項)
------	------------------

記

職員の配偶者同行休業に関する条例第5条第1項(第6条第1項)の規定により配偶者同行休業の承認(期間延長)を申請します。						
年 月 日						
職 名		課 程	全・定・通	本・分校の別	本・分	
氏 名	㊦	性 別	男・女	年 齢	歳	
職員コード						
申請に係る 配偶者	氏名					
	職業					
	申請時の所属先の名称 (所在地)	( )				
	外国滞在事由					
外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )				
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)					
申請期間	年 月 日から		年 月 日まで			
延長の場合	既承認期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	延長申請期間	年 月 日から		年 月 日まで		
延長の理由						
備考						

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

- ア 配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類
- イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類(戸籍又は住民票の謄本又は抄本等)
- ウ 職務復帰後の継続勤務の意思の確認書

2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。

3 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)その他必要な事項を記入すること。

第21号様式(第13条関係)

第 号  
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立

学校長

職印

配偶者同行休業状況変更届

下記のとおり配偶者同行休業に係る状況の変更の届出がありましたので職務の復帰の発令をされるよう副申します。

代替職員の措置	
---------	--

記

配偶者同行休業に係る状況の変更について届け出ます。					
年 月 日					
職 名		課 程	全・定・通	本・分校の別	本・分
氏 名	㊦	性 別	男・女	年 齢	歳
職員コード					
1 承認を受けた配偶者同行休業の期間					
年 月 日から		年 月 日まで			

2 届出の事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった。
- 出産の場合における特別休暇を取得することとなった。
- その他 ( )

3 届出の事由が発生した日  
年 月 日

◎新潟県教育委員会訓令第7号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別な教育職員の週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休職した教育職員等 休職期間中の教育職員については、当該職員が休職しないものとして第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、復職後の期間についても適用する。 また、育児休業中、停職中及び海外派遣期間中 (<u>配偶者同行休業中の者を含む。</u>)の教育職員についても同様とする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(特別な教育職員の週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休職した教育職員等 休職期間中の教育職員については、当該職員が休職しないものとして第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、復職後の期間についても適用する。 また、育児休業中、停職中及び海外派遣期間中 (<u>在外勤務等同行休業中の者を含む。</u>)の教育職員についても同様とする。</p> <p>(3) (略)</p>

教育委員会告示

## ◎新潟県教育委員会告示第11号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

平成26年 7 月 11 日

新潟県教育委員会

委員長 栗 田 修 行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(12) (略)</p> <p>(13) 配偶者同行休業 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号）第5条第1項の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</p> <p>(14) ～(20) (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ (発令事項) 欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>11 配偶者同行休業</p> <p>(1) <u>配偶者同行休業</u>を承認する</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日から</p> <p style="text-align: center;"><u>配偶者同行休業期間</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日まで</p> <p>(2) <u>配偶者同行休業期間</u>を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) 職務復帰を命ずる</p> <p>注 <u>配偶者同行休業の期間満了の場合</u>は職務復帰命令を省略する。</p> <p>(略)</p> <p>18 <u>再任用</u></p> <p>(1) <u>教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>新潟県公立学校教員に再任用する</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇に補する</u></p> <p style="text-align: center;"><u>教育職2級に決定する</u></p> <p style="text-align: center;"><u>新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇課程担当を命ずる</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日から</p> <p style="text-align: center;"><u>期間</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(12) (略)</p> <p>(13) 在外勤務等同行休業 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）第20条第1項の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</p> <p>(14) ～(20) (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ (発令事項) 欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>11 在外勤務等同行休業</p> <p>(1) <u>在外勤務等同行休業</u>を承認する</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日から</p> <p style="text-align: center;"><u>在外勤務等同行休業期間</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日まで</p> <p>(2) <u>在外勤務等同行休業期間</u>を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) 職務復帰を命ずる</p> <p>注 <u>在外勤務等同行休業の期間満了の場合</u>は職務復帰命令を省略する。</p> <p>(略)</p>

<p style="text-align: center;">平成 年 月 日まで</p> <p>注 <u>短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇時間勤務)」を加える。</u></p> <p>(2) <u>再任用の任期を更新する場合</u> 再任用の任期を平成 年 月 日まで更新する</p> <p>(3) <u>再任用の任期の満了</u> <u>再任用の任期の満了により退職した</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------

◎新潟県教育委員会告示第12号

新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>配偶者同行休業 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号）第5条第1項の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</u></p> <p>(15)～(21) (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>(略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>12 <u>配偶者同行休業</u></p> <p>(1) <u>配偶者同行休業を承認する</u> 平成 年 月 日から <u>配偶者同行休業期間</u> 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) <u>配偶者同行休業期間を平成 年 月 日まで延長する</u></p> <p>(3) <u>職務復帰を命ずる</u> 注 <u>配偶者同行休業の期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>在外勤務等同行休業 市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）第19条第1項の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</u></p> <p>(15)～(21) (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>(略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>12 <u>在外勤務等同行休業</u></p> <p>(1) <u>在外勤務等同行休業を承認する</u> 平成 年 月 日から <u>在外勤務等同行休業期間</u> 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) <u>在外勤務等同行休業期間を平成 年 月 日まで延長する</u></p> <p>(3) <u>職務復帰を命ずる</u> 注 <u>在外勤務等同行休業の期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。</u></p> <p>(略)</p>